

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 外国ビジネス関係者の中国における仕事および生活ガイド

外国人ビジネス関係者が中国での仕事および生活を円滑に進められるよう、商務部は関係部門と協力し、『外国人ビジネス関係者の中国における仕事および生活ガイド（2024年版）』（※毎年更新）を公表しました。今回は、一部の注意事項および中国での就労に関するサービス内容についてご説明いたします。

注意事項

中国での就労・生活期間中に注意すべき事項：ビザの有効期限；居留許可の有効期限；就労許可の有効期限。

就労許可の申請

外国人が就労許可を申請する際に必要な書類：

記入済みの《外国人来華工作許可申請表》；職務経歴証明書；外国公文書認証不要条約（ハーグ条約）加盟国における付加証明書、または在外中国大使館・領事館が認証した最終学歴証明書・関連承認文書・職業資格証明書；無犯罪記録証明書；健康診断証明書；雇用契約書または任命証明書（多国籍企業による派遣書類を含む）；パスポートまたは国際旅行証明書；過去6か月以内に撮影された正面無帽の証明写真；同伴家族に関する証明書類；その他関連資料。

社会保険の加入について

1. 対象者：

「外国人就労許可証」および「外国人居留証」を所持している外国人、または「外国人永住居留身分証」を所持している外国人。

- A) 中国国内の企業と労働契約を締結し、当該企業より給与を受け取っている者、または海外企業と契約を締結し、中国に派遣され中国国内の企業より給与を受け取っている者。
- B) 男性60歳未満、女性55歳未満の就労年齢内の者。

2. 加入・納付について

初めて中国国内で就労する場合、就業開始月から社会保険加入・社会保険料納付が義務付けられます；

社会保険料の納付基準および料率は、中国籍従業員と同様に所在地の標準に従います。

3. 社会保険協定による免除

中国は、ドイツ、韓国、デンマーク、カナダ、フィンランド、スイス、オランダ、フランス、スペイン、日本、セルビア、ルクセンブルク等と社会保障協定を締結しています。これらの国籍を持つ者は、協定に基づき、一定期間内の一部社会保険料の納付が免除されます。

個人所得税の納付について

1. 居住者と非居住者の区分

中国国内に住所がある、または住所がなくても1納税年度に183日以上中国に滞在した場合、「中国の税務上の居住者」となります。中国国内外の全所得に対して中国の個人所得税法に基づき納税義務があります。

中国国内に住所がなく、かつ183日未満しか滞在しない場合、「非居住者」として、中国国内で得た所得にのみ課税されます。

2. 総合所得の確定申告

- A) 税務上の居住者である外国人は、給与所得・労務報酬・原稿料・使用料などの「総合所得」について、所得を得た翌年の3月1日から6月30日までに《個人所得税年度申告表》および関連資料を提出し、税務機関で確定申告を行います。以下のいずれかに該当する場合は、申告が免除されます：

政策上の申告免除条件に該当する場合；

年間の源泉徴収税額と確定税額が一致する場合；

還付対象だが申請を希望しない場合。

- B) 非居住者である外国人は、総合所得の確定申告を行う必要はありません。

3. 税務協定の適用について

中国は現在、114か国（地域）と「二重課税防止協定」を締結しており、該当国籍の外国人は協定に基づき、減税・免税の優遇措置を受けることが可能です。納税者は、自身で適用要件を満たすか確認し、申告時または源泉徴収時に優遇を受けることができます。必要資料は保存する必要があります。